

空き家バンク登録物件を改修する費用の一部を補助する制度です。
定住、二地域居住、起業を目的に、空き家等の改修等に要する経費の
2分の1以内、**最大100万円**を補助します。

補助対象者

空き家等所有者、又は所有者から購入（賃貸）する個人等で以下に該当する方

- ・ 空き家バンクに登録された物件を改修する方
- ・ 申請日の住所地で、市区町村民税等の滞納が無い方
- ・ 申請者が、所有者の3親等以内の親族でないこと。
また、3親等以内の親族への売買、譲渡、賃貸を目的としたものでないこと。
- ・ 定住の場合：今後5年以上当町に住民登録し、かつ、生活の本拠となる見込のある方
二地域居住の場合：今後5年以上、当町を拠点として活動する見込のある方
起業の場合：今後5年以上、当町で事業を継続しようとする方

補助率・限度額

補助対象経費2分の1以内・上限100万円

- ・ 補助金は予算の範囲内で交付します。（千円未満切り捨て）
- ・ 制度内容について、変更になる場合があります。

補助対象事業（補助条件）

- ・ 空き家等の改修及び改修工事に付帯する設備、備品等の整備を行う事業
賃貸の場合は、物件所有者の同意を得た場合に限る。
- ・ 施工業者は、町内に事務所・事業所を有する法人又は個人事業者に限る。
- ・ 交付決定を受けた日の属する同一年度内に完了すること。
- ・ 補助金の交付は、同一物件に対して1回限りとする。
- ・ 補助金の交付回数は、同一申請者（同居人を含む）に対して1回限りとする。
- ・ 賃貸業、大家業又は転賃の目的でないこと。
- ・ 暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

補助対象（例）

* 設備品等の単体購入は対象外

○補助対象（例）

- ・ 風呂場の改修 ・ トイレの改修 ・ 台所の改修 ・ 居室の改修
- ・ 個人設置の浄化槽 ・ 水道工事 ・ ガス工事 ・ 排水（雨水）工事 ・ 電気工事

×補助対象外（例）

- ・ 給湯器 ・ 風呂窯 ・ エアコン ・ 便座のみ交換 ・ 流し台 ・ 湯沸し器
- ・ ガス台 ・ 照明 ・ 家電 ・ 家財道具 ・ 町設置型浄化槽

交付申請（申請期限）

* 交付決定前の着工は対象外

- ・ 空き家等利活用支援事業補助金交付申請書一式を役場企画課へ提出してください。
必ず、申請前に企画課までご相談ください。
- ・ 申請期限は、空き家等の購入（賃貸）成約日から**3年以内**です。

返還命令 * 重要

- ・ 交付対象者の要件を欠いた場合（5年以内の物件売却や町外転出等）や虚偽申請等があった場合、補助金の全額若しくは一部返還となりますのでご注意ください。